

上田市避難情報の判断・伝達基準

上 田 市

(令和 8 年 8 月改定)

目 次

1	策定にあたって.....	2
2	避難情報等の発表・発令される状況及び住民等がとるべき行動等....	3
3	洪水に関する避難情報の発令基準	4
4	土砂災害に関する避難情報の発令基準	16
5	避難情報の伝達手段.....	21
※	避難情報の情報伝達文例	22
1	洪水（河川氾濫）	22
2	土砂災害	26
※	資料	30
1	自治会別 世帯数	30

1 策定にあたって

上田市地域防災計画では、風水害による被害を軽減するため、気象情報等の住民に対する伝達や迅速かつ円滑な避難誘導、災害の未然防止活動といった災害発生直前の活動を重視し、特に要配慮者が迅速に避難できる対策を重点的に講じるものとしている。

このため、風水害により住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、災害がおよぶと予測される地域の住民に対して遅滞なく避難情報の発令を行い適切な避難誘導が実施できるよう「上田市避難情報の判断・伝達基準」を策定するものとする。

なお、策定にあたっては、国の「避難情報に関するガイドライン」の考え方を基本に据えるとともに、長野地方気象台や長野県が提供する各種災害関連情報をはじめ、市が独自に設置した雨量計（7地点）により構築した雨量観測システムを通じて得られる情報など市独自の客観的なデータの活用を図っている。

内閣府では、令和6年6月に取りまとめられた「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、令和8年5月下旬から新たな防災気象情報の運用が開始されることにあわせ、警戒レベル相当情報の体系整理・名称変更を反映し、新たに運用が開始される情報の活用方法について記載を追加するなど、避難情報に関するガイドラインを改定した。河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていたが、今回の防災気象情報の見直しにより、「レベル4 氾濫危険警報」のように5段階の警戒レベルに対応した情報になった。

2 避難情報等の発表・発令される状況及び住民等がとるべき行動等

表：警戒レベルの一覧表

警戒レベル	避難情報等	発表・発令される状況	住民等がとるべき行動等
警戒 レベル 5	緊急安全確保 (市町村長が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	●命の危険 直ちに安全確保！ 指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒 レベル 4	避難指示 (市町村長が発令)	災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒 レベル 3	高齢者等避難 (市町村長が発令)	災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 - 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者 - 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒 レベル 2	大雨・土砂災害・ 氾濫・高潮注意報 レベル 2 (気象庁が単独発表または気象庁と 国土交通省等が共同発表)	気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
警戒 レベル 1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化 のおそれ	●災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(1) 水位設定の種類

氾濫危険水位

避難判断水位

氾濫注意水位

普段の水位

堤防

水防団(消防団) 待機水位

(2) 洪水予報河川及び水位周知河川の水位観測所と避難等の判断基準となる水位

河川種類	河川名	水位観測所	水防団(消防団)待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
洪水予報河川	千曲川	生 田	0. 8 m	1. 9 m	3. 1 m	4. 0 m
	千曲川 (信濃川水系千曲川上流)	塩名田 (佐久)	2. 2 m	3. 0 m	3. 3 m	3. 9 m
		下越(佐久)	1. 0 m	1. 7 m	2. 2 m	2. 6 m
水位周知河川	依田川	依田橋	1. 5 m	1. 8 m	3. 8 m	4. 4 m
	神 川	神 川	0. 9 m	1. 1 m	2. 7 m	3. 0 m
	浦野川	浦野川上流	1. 1 m	1. 3 m	2. 6 m	2. 9 m
		浦野川下流	1. 1 m	1. 3 m	1. 5 m	1. 9 m

※ 洪水予報河川：国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

【該当河川】千曲川（国土交通大臣が指定）、信濃川水系千曲川上流（長野県知事が指定）

※ 水位周知河川：国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

【該当河川】依田川、神川、浦野川（長野県知事が指定）

(3) 避難情報の発令基準

避難情報の発令に当たっては、以下の河川ごとの判断基準を基に、原則として自治会単位に発令する。

ただし、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応を行う。

前線や台風等による大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う。

発令判断に当たっては、必要に応じて長野地方气象台、国土交通省千曲川河川事務所、長野県に助言を求める。

なお、避難情報の対象とする水害は、立ち退き避難が必要な洪水による氾濫とする。

また、水位設定のある水位観測所ごとに避難対象区域を設定し、その避難対象区域に関する浸水想定区域のうち、「上田市災害ハザードマップ（令和5年3月発行）」において、浸水想定深が0. 5 m以上の区域を避難対象（避難対象は、水位設定のない河川も同様）とする。

ア 洪水予報河川（千曲川及び信濃川水系千曲川上流）

（ア）避難情報の発令基準

警戒レベル	発令区分	発令基準
警戒 レベル 3	高齢者等避難	1 指定河川洪水予報により、基準となる水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル 3 水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、基準となる水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル 3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル 3 相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒 レベル 4	避難指示	1 指定河川洪水予報により、基準となる水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は到達したと確認された場合） 2 基準となる水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達していないものの、基準となる水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル 4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル 4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間から明け方であっても、発令基準 1～5 に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。 ※発令基準 5、6 については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。

警戒レベル	発令区分	発令基準
警戒 レベル5	緊急安全確保	【災害が切迫】 1 基準となる水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（発令対象区域：諏訪形、下塩尻、大屋、上沢、石井自治会それぞれの一部） 【災害発生を確認】 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報「洪水」））、水防団からの報告等により把握できた場合 ※これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 氾濫特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※発令基準1に該当する場合は、河川管理者による氾濫等の通報対象であり、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 氾濫特別警報（警戒レベル5相当情報[洪水]）の発表基準となっている。躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令すること。 ※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

※ 氾濫開始相当水位：ある箇所の堤防天端高など氾濫が開始する水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に換算した水位

※ 堤防天端（ていぼうてんば）高：堤防の一番高い部分の高さ

※ 溢水（いっすい）：水があふれ出ること

※ 樋門（ひもん）：堤防の下を通り抜ける水路

（イ）判断の基準となる水位観測所と避難対象区域（R8.8.1 現在）

河川名	水位観測所	避難対象区域 (避難区域は河川の状況で判断)			
		地区名	対象自治会 (避難対象は河川の状況で判断)		
千曲川	生 田	東 部	踏入	泉町	上常田 中常田
		南 部	北天神町 松尾町	南天神町 末広町	泉平 天神の杜
		西 部	西脇	新町	諏訪部

河川名	水位観測所	避難対象区域 (避難区域は河川の状況で判断)				
		地区名	対象自治会 (避難対象は河川の状況で判断)			
		城 下	小牧 中之条	諏訪形 千曲町	三好町 中村	御所
		塩 尻	秋和	上塩尻	下塩尻	
		川辺・泉田	上田原 半過	川辺町	下之条	築地
		神 川	大屋 上沢	岩下 国分	下青木 下堀	久保林 上堀
		依 田	茂沢			
		長 瀬	下長瀬			
		塩 川	石井	坂井	狐塚	
千曲川 〔信濃川水系〕 千曲川上流	塩名田 下 越	塩 川	郷仕川原			

イ 水位周知河川 (依田川、神川、浦野川)

(ア) 避難情報の発令基準

警戒レベル	発令区分	発令基準
警戒 レベル 3	高齢者等避難	1 基準となる水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル 3 水位）に到達した場合 2 基準となる水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル 2 水位）を超えた状態で、次の①から③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①【依田川】上流の水位観測所（立岩、内村橋、霊泉寺橋）の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の3 時間先までの予測値が洪水警報基準Ⅱ（赤色）に到達する場合（洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）も参照） ③洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒（赤色）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅱ（赤色又は橙色）に到達する場合） 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル 3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通

警戒レベル	発令区分	発令基準
		過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒 レベル4	避難指示	1 基準となる水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合 2 基準となる水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①【依田川】上流の水位観測所（立岩、内村橋、霊泉寺橋）の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「非常に危険」（うす紫色）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅲ（紫色）に到達する場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 5 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間から明け方であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令すること。 ※発令基準5、6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。
警戒 レベル5	緊急安全確保	【災害が切迫】 1 基準となる水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（発令対象区域：樋門・水門等の施設の下流域の自治会それぞれの一部） 【災害発生を確認】 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※発令基準2、3に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル5氾濫発生情報（警戒レベル5

警戒レベル	発令区分	発令基準
		相当情報[洪水]）を発表することとなっており、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令すること。 ※発令基準1については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。 ※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

(イ) 判断の基準となる水位観測所と避難対象区域 (R7.5.29 現在)

河川名	流域雨量指数		水位観測所	避難対象区域 (避難区域は河川の状況で判断)			
	警報発表基準値 (基準Ⅱ)	基準Ⅲ		地区名	対象自治会 (避難対象は河川の状況で判断)		
依田川	29.9 (26.9)	32.9	依田橋	内 村	辰ノ口		
				丸子 中央	三反田 腰越	海戸 中丸子	沢田 下丸子
				依 田	御嶽堂	飯沼	茂沢
				長 瀬	上長瀬	長瀬中央	下長瀬
				塩 川	石井	狐塚	
				武 石	沖		
神 川	19.0 (17.1)	22.0	神 川	神 川	岩下 黒坪	梅が丘 上沢	久保林
				神 科	畑山 野竹 岩門	伊勢山 笹井	神科新屋 川原
				豊 殿	林之郷	下郷	矢沢
				長	大日向 石舟 横尾	横沢 戸沢 四日市	真田 つくし
				本 原	荒井	大畑	下原
浦野川	17.3	19.0	浦野川 上流 下流	川辺・ 泉田	下之条	築地	半過
				川 西	仁古田 越戸 小泉	岡 浦野南団地 下室賀	浦野 藤之木

※ 表中の流域雨量指数警報発表基準値(基準Ⅱ)の () の数値は複合基準値を示す。

ウ 水位設定のない河川

(ア) 避難情報の発令基準

以下の状況を参考に最新の気象情報あるいは気象予測、雨量計の情報、巡視者等からの情報などを総合的に判断して発令する。

- ・ 洪水予報河川、水位周知河川の水位状況
- ・ 降雨の状況
- ・ 今後の水位の上昇が見込まれる場合

- ・ 河川水位が堤防（堰堤）を越えそうな状況や、堤防（堰堤）の決壊の恐れがある場合

上記に加え、発令区分ごとの発令基準は以下のとおり

警戒レベル	発令区分	発令基準
警戒 レベル 3	高齢者等避難	1 市内に洪水警報が発表されるとともに、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒（赤色）」（警戒レベル 3 相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅱ（赤色又は橙色）に到達する場合） 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル 3 「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル 3 相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒 レベル 4	避難指示	1 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「非常に危険（うす紫色）」（警戒レベル 4 相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅲ（紫色）に到達する場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル 4 「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル 4 相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル 4 「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル 4 相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間から明け方であっても、発令基準 1、2 に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令すること。 ※発令基準 3、4 については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。
警戒 レベル 5	緊急安全確保	【災害が切迫】 1 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（発令対象区域：樋門・水門等の施設の下流域の自治会それぞれの一部） 3 レベル 5 大雨特別警報が発表された場合（発令対象区域は各河川の状況で判断） 【災害発生を確認】

警戒レベル	発令区分	発令基準
		4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※発令基準1、2に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに都道府県知事がレベル5氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）を発表することとなっており、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令すること。 ※発令基準3、4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。 ※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

(イ) 判断の基準となる水位観測所と避難対象区域 (R7.5.29 現在)

河川名	流域雨量指数		水位 観測所	避難対象区域 (避難区域は河川の状況で判断)			
	警報発表基準値 (基準Ⅱ)	基準Ⅲ		地区名	対象自治会 (避難対象は河川の状況で判断)		
内村川	13.8 (12.4)	15.2	内村橋 霊泉寺橋	内 村	西内 和子	平井 下和子	荻窪 辰ノ口
				依 田	御嶽堂		
武石川	15.7	17.3	—	武 石	沖 七ヶ 市之瀬 下小寺尾 築地原	薮合 片羽 下本入 上小寺尾 大布施巣栗	中島 堀之内 権現 唐沢小原 小沢根
洗馬川	13.9	15.3	—	長	横尾		
				傍 陽	曲尾 下横道	萩 中横道	田中 上横道
				本 原	荒井		
傍陽川	8.0	10.3	—	傍 陽	入軽井沢 大庭	岡保 萩	傍陽中組
湯川	6.9 (6.2)	7.9	—	川辺・ 泉田	神畑	福田	吉田
				中塩田	中野 保野 八木沢	上小島 学海南 学海北	下小島 舞田
				別 所	分去 上手	大湯	院内
産川	12.8	14.1	—	川辺・ 泉田	上田原 築地 吉田	下之条 東築地	神畑 福田
				中塩田	下本郷 上本郷	東五加 下小島	五加
				東塩田	下之郷		
				西塩田	十人 西前山	塩田新町 手塚	東前山
尾根川	4.2	5.7	—	中塩田	東五加		
				東塩田	下組 平井寺 下之郷	富士山中組 鈴子	奈良尾 石神
雨吹川	3.4	3.8	—	東塩田	下組	富士山中組	奈良尾
駒瀬川	8.4	9.2	—	東塩田	下組 下之郷	富士山中組	奈良尾

河川名	流域雨量指数		水位 観測所	避難対象区域 (避難区域は河川の状況で判断)		
	警報発表基準値 (基準Ⅱ)	基準Ⅲ		地区名	対象自治会 (避難対象は河川の状況で判断)	
尻無川	3.9	4.4	—	中塩田	東五加	五加
				東塩田	鈴子 下之郷	石神 柳沢
追開沢川	4.7	5.2	—	中塩田	中野 舞田	保野 学海北 学海南
				西塩田	山田	
阿鳥川	4.9	5.4	—	川 西	岡	浦野
室賀川	9.3	10.2	—	川 西	下室賀	上室賀 ひばりヶ丘
矢出沢川	7.9 (7.1)	9.1	—	中 央	木町	北大手町
				北 部	柳町 下川原柳町 下房山	上紺屋町 愛宕町 新田 上川原柳町 上房山 蛇沢
				西 部	下紺屋町 西脇 生塚	鎌原 新町 常磐町 城北 諏訪部
				塩 尻	秋和	
				神 科	金井	長島 金剛寺
瀬沢川	4.3	4.8	—	神 川	大屋	岩下
				豊 殿	大日木 中吉田	長入 町吉田 小井田 下吉田
金原川 (東御市)	4.8	5.3	—	神 川	大屋	
成沢川 (東御市)	5.2	5.7	—	神 川	大屋	岩下
塩川沢川	千曲川の基準に準じて判断			塩 川	坂井 藤原田	郷仕川原 南方
笠石川 (東御市)	千曲川の基準に準じて判断			神 川	大屋	岩下
深山沢川	依田川の基準に準じて判断			丸子 中央	三反田	腰越
洞川	依田川の基準に準じて判断			丸子 中央	腰越	
				武 石	鳥屋	沖
矢の沢川	依田川の基準に準じて判断			長 瀬	長瀬中央	下長瀬
				塩 川	石井	南方

河川名	流域雨量指数		水位 観測所	避難対象区域 (避難区域は河川の状況で判断)	
	警報発表基準値 (基準Ⅱ)	基準Ⅲ		地区名	対象自治会 (避難対象は河川の状況で判断)
権兵エ川	依田川の基準に準じて判断		武 石	沖 片羽	藪合 堀之内 七ヶ
長沢川	内村川の基準に準じて判断		内 村	西内	
霊泉寺川	内村川の基準に準じて判断		内 村	平井	
茂沢川	武石川の基準に準じて判断		武 石	下本入	
余里川	武石川の基準に準じて判断		武 石	小沢根	余里
黄金沢川	矢出沢川の基準に準じて判断		北 部	柳町 新田	上房山 下房山

※ 堤入谷川、半田入谷川、和熊川、渋沢川、真田角間川、矢ノ口川、水出川、神戸川、大沢川は、想定浸水深が0.5m以上の区域はない。

※ 表中の流域雨量指数警報発表基準値(基準Ⅱ)の()の数値は複合基準値を示す。

※ 流域雨量指数の基準値が存在しない河川においては、基準値が存在する直近河川の数値と状況で判断する。

(4) 避難情報の解除の考え方

ア 洪水予報河川及び水位周知河川(千曲川、依田川、神川、浦野川)

水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除する。

イ 水位設定のない河川

当該河川の洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として解除する。

(5) ため池にかかる避難情報の発令基準等

(3) ウ及び(4) イに準じて判断する。

4 土砂災害に関する避難情報の発令基準

避難情報の対象とする土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流の発生とする。

火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから対象としない。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国や県等が行う個別箇所ごとの移動量等の監視・観測等の調査結果、又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ発令する。

(1) 避難情報の対象とする土砂災害の危険性がある区域（令和8年5月25日現在）

ア 土砂災害警戒区域 【市内905箇所】

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

イ 土砂災害特別警戒区域 【市内801箇所】

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

(2) 発令判断に資する情報の詳細

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難情報発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す長期降雨指標である土壌雨量指数と短期降雨指標である60分雨量を組み合わせた基準を用いているレベル4土砂災害危険警報等と、さらに細かい単位で提供される土砂災害の危険度分布（実況又は最大6時間先までの予測雨量をもとに土砂災害の危険度を計算）が判断の材料となる。

土砂災害に関する防災気象情報は以下のとおり。

- | | |
|----------------|---|
| ① レベル3土砂災害警報 | 警戒レベル3高齢者等避難の発令基準例（なお、気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に「警戒」（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されている場合も警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。） |
| ② レベル4土砂災害危険警報 | 警戒レベル4避難指示の発令基準例 |
| ③ レベル5土砂災害特別警報 | 警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例 |
| ④ 土砂キキクル | 避難情報の発令基準例（1kmメッシュで、気象庁により提供されている）（危険度の判定には実況値又は最大6時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を使用） |
| ⑤ 土砂災害危険度情報 | 避難情報の発令基準例（1～5kmメッシュで、都道府県により提供されている） |

※①②③は市町村を基本とした単位で発表されるが、避難情報の発令対象区域は、適切に絞り込む必要がある。

※本判断基準では、④と⑤をまとめて「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

上記①②の情報は、土地を 1km メッシュの格子単位で区切った場所毎の 60 分雨量や土壌雨量指数等の状況を評価し、発表区域（市町村であることが多いため、以下では市町村で発表することを前提に記述する）に係るメッシュのいずれか一つでも基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表されている。しかし、発表された市町村内における危険度には地域差があることから、市町村は、あらかじめ設定した避難情報の発令単位と土砂災害の危険度分布とを参照し、避難情報の対象区域及び発令の判断をする必要がある。

ただし、土砂災害の危険度分布の計算は累積雨量とその時点から最大 6 時間先までの予測雨量をもとに計算されているが、積乱雲が急速に発達する場合など予測が難しい状況では、レベル 3 土砂災害警報を経ずにレベル 4 土砂災害危険警報が発表されることもある。

また、土砂災害の危険度分布のほか、降水短時間予報、気象解説情報、時系列情報に記載される「警戒」（警戒レベル 3 相当）又は「危険」（警戒レベル 4 相当）の時間帯や予想される 24 時間降水量等を参考に、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、警戒レベル 3 高齢者等避難又は警戒レベル 4 避難指示の発令を検討する必要がある。さらに、気象庁より、線状降水帯の発生・予測や記録的短時間大雨といった顕著現象を伝える「気象防災速報」が発表された場合は、気象状況が急激に悪化していることなどが想定されるため、その内容に応じて、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

レベル 5 土砂災害特別警報は、警戒レベル 4 避難指示に相当する気象状況の次元をはるかに超える大雨により重大な土砂災害の起きるおそれが著しく大きい場合に発表されるものである。よって、その時点では、既に避難情報が発令されているものと想定され、また、既に土砂災害が発生している蓋然性が極めて高く、土砂災害警戒区域など災害リスクのある区域等からまだ避難できていない場合は、命の危険があるため、直ちに身の安全を確保する必要がある。これまで、土砂災害が起きていないと思われるような場所においても土砂災害の危険度が高まることに留意する。

（３）避難情報の発令基準

避難情報の発令に当たっては、以下の基準を基に判断し発令する。

ただし、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応を行う。

前線や台風等による大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う。

発令判断に当たっては、必要に応じて長野地方气象台、長野県に助言を求める。

さらに、前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域外で発見された場合、前兆現象や土砂災害の発生箇所、周辺地域を躊躇なく避難情報の対象とする。

警戒レベル	発令区分	発令基準	対象となる区域
警戒 レベル 3	高齢者等避難	- レベル 3 土砂災害警報（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※レベル 3 土砂災害警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） - 土砂災害の危険度分布が警戒レベル 3 相当となった場合 - 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 - 警戒レベル 3 「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル 3 相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）	基準を満たした地域（格子内（CL ラインが設定されている 1 km 四方メッシュ内））の土砂災害警戒区域、及び土砂災害特別警戒区域
警戒 レベル 4	避難指示	- レベル 4 土砂災害危険警報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※レベル 4 土砂災害危険警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） - 土砂災害の危険度分布で警戒レベル 4 相当となった場合 - 警戒レベル 4 「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上（警戒レベル 4 相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） - 警戒レベル 4 「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上（警戒レベル 4 相当以上の発表）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） - 土砂災害の前兆現象（※1）が発見された場合 ※夜間から明け方であっても、発令基準 1～2 又は 5 に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。	高齢者等避難と同様 現象を発見した箇所付近の土砂災害警戒区域、及び土砂災害特別警戒区域

警戒レベル	発令区分	発令基準	対象となる区域
警戒 レベル5	緊急安全確保	【災害が切迫】 1 レベル5 土砂災害特別警報（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※レベル5 土砂災害特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]）となった場合 【災害発生を確認】 3 土砂災害の発生が確認された場合 ※発令基準1、2を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	高齢者等避難と同様 発生箇所付近の土砂災害警戒区域、及び土砂災害特別警戒区域

【市の雨量観測地点】

観測地点名	設置場所	観測地点名	設置場所	観測地点名	設置場所
塩尻	上塩尻ポンプ場	上室賀	上室賀基幹集落センター	別所温泉	別所温泉終末処理場
丸子	丸子中央小学校	真田	真田地域自治センター	傍陽	入軽岡保区民広場
武石	武石地域自治センター				

（参考）【気象庁（アメダス）の雨量観測地点】

観測地点名	設置場所	観測地点名	設置場所	観測地点名	設置場所
菅平	菅平小中学校南側	上田	浄水管理センター	鹿教湯	鹿教湯温泉

※1 土砂災害の前兆現象の例

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山斜面がけ	・ 溪流付近の斜面が崩れだす ・ 落石が生じる	・ がけに割れ目が見える ・ がけから小石がパラパラと落ちる ・ 斜面がはらみだす	・ 地面にひび割れができる ・ 地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・ 川の水が異常に濁る ・ 雨が続けているのに川の水位が下がる ・ 土砂の流出	・ 表面流が生じる ・ がけから水が噴出する ・ 湧水が濁りだす	・ 沢や井戸の水が濁る ・ 斜面から水が噴き出す ・ 池や沼の水かさが急減する
	樹木	・ 濁水に流木が混じりだす	・ 樹木が傾く	・ 樹木が傾く
	その他	・ 溪流内の火花		・ 家や擁壁に亀裂が入る ・ 擁壁や電柱が傾く
聴覚		・ 地鳴りがする ・ 山鳴りがする ・ 転石のぶつかり合う音	・ 樹木の根が切れる音がする ・ 樹木の揺れる音がする ・ 地鳴りがする	・ 樹木の根が切れる音がする
嗅覚		・ 腐った土の臭いがする		

（注） 上記のほか、地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象

が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

（３）避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難情報は発令する。

（４）避難情報の解除の考え方

避難情報は、当該地域のレベル４土砂災害危険警報（警戒レベル４相当情報「土砂災害」）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、国や県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

5 避難情報の伝達手段

（１）避難情報を住民に伝達する主な手段は次のとおりとする。

- ア テレビ放送（ケーブルテレビを含む）
- イ ラジオ放送（臨時災害放送局によるエフエム放送を含む）
- ウ 防災ポータルサイト
- エ 有線放送（地域情報伝達無線システム（エリアトーク））
- オ 上田市防災行政無線（移動系）による消防団への伝達
- カ 緊急速報メール（NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク、楽天モバイル）
- キ LINEやX等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ク 広報車、消防団による広報
- ケ 電話、ファックス、市メール配信サービス（登録制メール）、キクもん
- コ 消防団、警察、自主防災組織（自治会）、近隣住民等による直接的な声かけ

（２）要配慮者、避難支援関係者等への伝達

要配慮者の迅速・確実な避難を行うため、自治会が作成する住民支え合いマップの活用を図るとともに、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を確実に行之、避難誘導の支援を実施する。

（３）要配慮者利用施設の施設管理者への伝達

水防法及び土砂災害防止法に基づき、社会福祉施設や医療施設等の施設管理者等は、市からの洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成・公表等が義務付けられている。

この避難確保計画には避難情報の伝達方法についても定められていることから、市は定められた伝達方法により確実に情報伝達するものとする。

（４）県及び関係機関への伝達

避難情報を発令したときは、市長はその旨を県知事に報告するものとする。

また、国土交通省千曲川河川事務所、上田地域広域連合消防本部、上田警察署等の関係機関にも情報伝達するものとする。

※ 避難情報の情報伝達文例

1 洪水（河川氾濫）

（1）警戒レベル3「高齢者等避難」の伝達文の例

■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3「高齢者等避難」発令。

■ こちらは、上田市です。

■ ○○川の水位が避難判断水位に到達したため、

（○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、）

○○時○○分に次の地区の洪水浸水想定区域に対して

○○川に関する警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

【対象地区】

・上田地域：○○自治会、○○自治会...

・丸子地域：○○自治会、○○自治会...（以下略）

■ ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる、高齢者や障がいのある人、小さい子どもをお連れの方など、避難に時間のかかる方と、その支援者の方は、飲食料や常備薬などの非常持ち出し品を持参の上、自治会が開設する第一次避難場所や市が開設する指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

【指定緊急避難場所】

・上田地域：○○○、○○○...

・丸子地域：○○○、○○○...（以下略）

■ 避難に助けが必要な方は自治会と連絡を取り合うなどして避難してください。

■ 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

■ それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、危険を感じた場合は、自主的に避難してください。

(2) 警戒レベル4「避難指示」の伝達文の例

■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4「避難指示」発令。

■ こちらは、上田市です。(上田市長の〇〇〇〇です。)

■ 〇〇川の水位が氾濫危険水位に到達したため、

(〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、)

〇〇時〇〇分に次の地区の洪水浸水想定区域に対して

〇〇川に関する警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

【対象地区】

・上田地域：〇〇自治会、〇〇自治会...

・丸子地域：〇〇自治会、〇〇自治会... (以下略)

■ ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、

飲食料や常備薬などの非常持ち出し品を持参の上、自治会が開設する第一次避難場所や市が開設する指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

【指定緊急避難場所】

・上田地域：〇〇〇、〇〇〇...

・丸子地域：〇〇〇、〇〇〇... (以下略)

■ 避難場所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

■ できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。

(3) 警戒レベル5「緊急安全確保」の伝達文の例（河川氾濫が切迫している状況）

■ 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5「緊急安全確保」発令。

■ こちらは、上田市です。（上田市長の〇〇〇〇です。）

■ 〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあるため、
〇〇時〇〇分に次の地区の洪水浸水想定区域に対して
〇〇川に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

【対象地区】

- ・ 上田地域：〇〇自治会、〇〇自治会...
- ・ 丸子地域：〇〇自治会、〇〇自治会...（以下略）

【指定緊急避難場所】

- ・ 上田地域：〇〇〇、〇〇〇...
- ・ 丸子地域：〇〇〇、〇〇〇...（以下略）

■ 避難場所等への避難が危険な場合は、
自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、
命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(4) 警戒レベル5「緊急安全確保」の伝達文の例（河川氾濫を確認した状況）

■ 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5「緊急安全確保」発令。

■ こちらは、上田市です。（上田市長の〇〇〇〇です。）

■ 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、
〇〇時〇〇分に次の地区の洪水浸水想定区域に対して
〇〇川に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

【対象地区】

- ・上田地域：〇〇自治会、〇〇自治会...
- ・丸子地域：〇〇自治会、〇〇自治会...（以下略）

【指定緊急避難場所】

- ・上田地域：〇〇〇、〇〇〇...
- ・丸子地域：〇〇〇、〇〇〇...（以下略）

■ 避難場所等への避難が危険な場合は、
自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、
命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

2 土砂災害

(1) 警戒レベル3「高齢者等避難」の伝達文の例

■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3「高齢者等避難」発令。

■ こちらは、上田市です。

■ 土砂災害が発生するおそれがあるため、

〇〇時〇〇分に次の地区の土砂災害警戒区域等に対して

土砂災害に関する警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

【対象地区】

・上田地域：〇〇自治会、〇〇自治会...

・丸子地域：〇〇自治会、〇〇自治会...（以下略）

■ ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる、高齢者や障がいのある人、小さい子どもをお連れの方など、避難に時間のかかる方と、その支援者の方は、飲食料や常備薬などの非常持ち出し品を持参の上、自治会が開設する第一次避難場所や市が開設する指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

【指定緊急避難場所】

・上田地域：〇〇〇、〇〇〇...

・丸子地域：〇〇〇、〇〇〇...（以下略）

■ 避難に助けが必要な方は自治会と連絡を取り合うなどして避難してください。

■ 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

■ それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、危険を感じた場合は、自主的に避難してください。

(2) 警戒レベル4「避難指示」の伝達文の例

■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4「避難指示」発令。

■ こちらは、上田市です。(上田市長の〇〇〇〇です。)

■ 土砂災害が発生するおそれが高まったため、

〇〇時〇〇分に次の地区の土砂災害警戒区域等に対して

土砂災害に関する警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

【対象地区】

・上田地域：〇〇自治会、〇〇自治会...

・丸子地域：〇〇自治会、〇〇自治会... (以下略)

■ ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる方は、

飲食物や常備薬などの非常持ち出し品を持参の上、自治会が開設する第一次避難場所や市が開設する指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

【指定緊急避難場所】

・上田地域：〇〇〇、〇〇〇...

・丸子地域：〇〇〇、〇〇〇... (以下略)

■ 避難場所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

■ できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。

(3) 警戒レベル5「緊急安全確保」の伝達文の例（土砂災害が切迫している状況）

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5「緊急安全確保」発令。
- こちらは、上田市です。（上田市長の〇〇〇〇です。）
- レベル5土砂災害特別警報が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、

〇〇時〇〇分に次の地区の土砂災害警戒区域等に対して

土砂災害に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

【対象地区】
 - ・上田地域：〇〇自治会、〇〇自治会...
 - ・丸子地域：〇〇自治会、〇〇自治会...（以下略）
【指定緊急避難場所】
 - ・上田地域：〇〇〇、〇〇〇...
 - ・丸子地域：〇〇〇、〇〇〇...（以下略）
- 避難場所等への避難が危険な場合は、

少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、

命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(4) 警戒レベル5「緊急安全確保」の伝達文の例（土砂災害を確認した状況）

■ 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5「緊急安全確保」発令。

■ こちらは、上田市です。（上田市長の〇〇〇〇です。）

■ 〇〇地区で土砂災害が発生したため、

〇〇時〇〇分に次の地区の土砂災害警戒区域等に対して

土砂災害に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

【対象地区】

・上田地域：〇〇自治会、〇〇自治会...

・丸子地域：〇〇自治会、〇〇自治会...（以下略）

【指定緊急避難場所】

・上田地域：〇〇〇、〇〇〇...

・丸子地域：〇〇〇、〇〇〇...（以下略）

■ 避難場所等への避難が危険な場合は、

少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、

命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

※ 資料

1 自治会別 世帯数（上田市自治会別人口・世帯統計）

令和8年7月1日時点

上田地域

【 東部 】

自治会	世帯数
踏入	882
泉町	102
上常田	475
中常田	344
下常田	133
北常田	374
常入	363
材木町	718
染屋	1,161
計	4,552

【 南部 】

自治会	世帯数
北天神町	335
南天神町	248
泉平	171
天神の杜	128
鷹匠町	87
本町	149
松尾町	63
末広町	59
大手町	226
計	1,466

【 中央 】

自治会	世帯数
横町	139
海野町	327
丸堀町	208
原町	93
馬場町	274
袋町	33
木町	206
北大手町	189
田町	32
計	1,501

【 北部 】

自治会	世帯数
柳町	24
上紺屋町	168
鍛冶町	174
上鍛冶町	39
上川原柳町	795
下川原柳町	86
愛宕町	204
上房山	89
下房山	93
新田	1,894
蛇沢	327
山口	484
計	4,377

【 西部 】

自治会	世帯数
下紺屋町	466
緑が丘	229
鎌原	166
新屋	441
緑が丘北	435
緑が丘西	402
城北	624
西脇	157
新町	157
諏訪部	237
生塚	255
常磐町	463
計	4,032

【 城下 】

自治会	世帯数
小牧	280
諏訪形	978
三好町	157
御所	1,233
中之条	1,721
千曲町	831
中村	579
朝日ヶ丘	286
須川	18
計	6,083

【 塩尻 】

自治会	世帯数
秋和	806
上塩尻	747
下塩尻	508
計	2,061

【 川辺・泉田 】

自治会	世帯数
上田原	633
川辺町	2,185
倉升	857
下之条	947
神畑	852
築地	570
東築地	110
半過	135
福田	397
吉田	927
計	7,613

【 神川 】

自治会	世帯数
大屋	788
岩下	301
下青木	402
みすず台南	324
みすず台北	242
上青木	458
梅が丘	163
久保林	518
黒坪	196
上沢	355
国分	481
下堀	395
上堀	162
計	4,785

上田地域

【 神科 】

自治会	世帯数
畑山	44
伊勢山	859
富士見台	283
住吉が丘	114
神科新屋	332
野竹	440
西野竹	485
笹井	403
川原	39
岩門	657
金井	619
大久保	284
長島	1,432
金剛寺	123
計	6,114

【 豊殿 】

自治会	世帯数
森	75
大日木	76
長入	34
宮之上	67
小井田	142
中吉田	301
町吉田	265
桜台	71
ひかり	183
下吉田	164
林之郷	175
下郷	200
岩清水	84
矢沢	209
赤坂	141
漆戸	45
計	2,232

【 中塩田 】

自治会	世帯数
下本郷	291
東五加	104
五加	1,216
上本郷	345
中野	701
上小島	286
下小島	174
保野	683
学海南	164
舞田	259
八木沢	311
学海北	63
八舞	69
セレーノ八木沢	59
計	4,725

【 東塩田 】

自治会	世帯数
下組	252
富士山中組	317
奈良尾	144
平井寺	89
鈴子	195
石神	383
柳沢	123
下之郷	734
桜	26
計	2,263

【 西塩田 】

自治会	世帯数
十人	95
塩田新町	174
東前山	271
西前山	142
手塚	279
山田	89
野倉	42
計	1,092

【 別所 】

自治会	世帯数
分去	291
大湯	90
院内	193
上手	53
計	627

【 川西 】

自治会	世帯数
仁古田	396
岡	281
浦野	261
越戸	121
浦野南団地	83
藤之木	95
小泉	927
下室賀	320
上室賀	259
ひばりヶ丘	100
計	2,843

丸子地域

【内村】

自治会	世帯数
西内	254
平井	147
荻窪	120
和子	88
下和子	174
辰ノ口	215
計	998

【丸子中央】

自治会	世帯数
三反田	315
海戸	269
沢田	426
八日町	224
腰越	672
中丸子	1,160
下丸子	370
計	3,436

【依田】

自治会	世帯数
御嶽堂	565
飯沼	611
茂沢	301
尾野山	223
北原	137
計	1,837

【長瀬】

自治会	世帯数
上長瀬	361
長瀬中央	360
下長瀬	655
計	1,376

【塩川】

自治会	世帯数
石井	626
坂井	252
狐塚	213
郷仕川原	35
南方	318
藤原田	123
計	1,567

真田地域

【長】

自治会	世帯数
菅平	448
大日向	120
角間	30
横沢	84
真田	165
十林寺	40
石舟	109
戸沢	58
つくし	80
横尾	304
四日市	81
計	1,519

【傍陽】

自治会	世帯数
入軽井沢	57
岡保	38
傍陽中組	106
大庭	71
曲尾	177
萩	154
田中	53
下横道	64
中横道	41
上横道	45
穴沢	27
三島平	15
計	848

【本原】

自治会	世帯数
上原	59
下郷沢	94
小玉上郷沢	49
赤井	63
下塚	18
竹室	145
荒井	224
中原	169
表木	71
大畑	253
下原	345
町原	116
出早	140
計	1,746

武石地域

自治会	世帯数
鳥屋	126
沖	192
藪合	131
中島	48
七ヶ	214
片羽	72

自治会	世帯数
堀之内	73
市之瀬	65
下本入	94
権現	29
下小寺尾	29
上小寺尾	27

自治会	世帯数
唐沢小原	21
築地原	21
大布施巣栗	17
西武	22
小沢根	116
余里	55
計	1,352

【改定経過】

平成 26 年 12 月	初版
平成 27 年 4 月	改定（危険水位設定見直し）
平成 29 年 8 月	改定（避難準備情報の名称変更等）
平成 29 年 12 月	改定（流域雨量指数の予測値へ河川を追加）
令和 元年 6 月	改定（警戒レベルを追加）
令和 2 年 9 月	改定（千曲川における基準水位の変更）
令和 3 年 5 月	改定（災害対策基本法等の改正に伴う避難情報等の修正）
令和 5 年 5 月	改定（内閣府「避難情報に関するガイドライン（令和 4 年 9 月更新）」等に伴う修正）
令和 6 年 5 月	改定（洪水警報基準の変更等）
令和 7 年 11 月	改定（洪水警報基準の変更等）
令和 8 年 8 月	改定（気象庁「新たな防災気象情報」の運用、内閣府「避難情報に関するガイドライン（令和 8 年 3 月更新）」等に伴う修正）